

# 工事請負設計変更ガイドライン

平成 29 年 4 月

横須賀市

# 目 次

1	ガイドラインの目的.....	1
2	設計変更の基本事項.....	1
	(1) 設計変更及び契約変更の定義.....	1
	(2) 設計変更の基本的な考え方.....	1
	(3) 設計変更の対象事項.....	1
	(4) 設計変更ができない場合.....	2
3	発注者・請負者の留意事項.....	2
	(1) 発注者の留意事項.....	2
	(2) 請負者の留意事項.....	2
4	設計図書の照査（各種工事共通仕様書に指定のある場合に限り適用）.....	3
	(1) 設計図書の照査とは.....	3
	(2) 照査の結果により問題点が見つかった場合.....	3
	(3) 設計図書の照査の範囲を超えるもの.....	3
5	設計変更を行う場合の具体的事例及び手続き.....	5
	(1) 設計図書の内容が交互符合しない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 1 号）.....	5
	(2) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約約款第 18 条第 1 項第 2 号）.....	6
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 3 号）.....	6
	(4) 設計図書に示された施工条件と実際の施工現場が相違する場合 （契約約款第 18 条第 1 項第 4 号）.....	6
	(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約約款第 18 条第 1 項第 5 号）.....	7
	(6) 発注者が必要と認め設計変更する場合（契約約款第 19 条）.....	7
	(7) 請負者の責によらない事由により工事を一時中止する場合（契約約款第 20 条）.....	8
6	仮設の設計変更.....	9
	(1) 自主施工の原則.....	9
	(2) 仮設の設計変更の留意事項.....	10
	・〔参考資料〕 工事請負契約約款の抜粋（H29 年 4 月 1 日改正版）.....	11

## 1 ガイドラインの目的

公共工事は、様々な制約条件の下、個別調査、検討のうえ工事発注を行っているが、それでもなお予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合がある。

工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）では、施工条件が変わった場合等の確認手続等について定めているが、本ガイドラインは、設計変更の対象事例や必要な手続きなどを明確にすることにより、設計変更を円滑・適切に行い、公共工事の品質確保を図るため策定したものである。

## 2 設計変更の基本事項

### （1）設計変更及び契約変更の定義

設計変更とは、設計図書（設計書、仕様書、図面、現場説明書及び当該契約に係る質問回答書をいう。土木工事にあたっては、金額を記載しない設計書を含む。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続き前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示すること。

契約変更とは、設計図書の変更にもとづき契約を変更すること。

### （2）設計変更の基本的な考え方

工事の設計積算は、現場の自然条件、社会条件、施工時期など、施工に影響を与える様々な内容を、設計時点で想定した上で行うものであり、これにより作成した設計図書に基づいて実施しているが、やむを得ない事情により、設計図書と現場等に差異が生じた際は、当該工事の同一性を保てる範囲において、設計内容の変更を行う。その結果、工期や請負代金額に変更が生じた場合は、契約変更により対応する。

### （3）設計変更の対象事項

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象は、契約約款第 18 条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は、契約約款第 19 条（設計図書の変更）に、請負者の責によらない事由による工事の一時中止については契約約款第 20 条（工事の一時中止）に規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1. 設計図書の内容が交互符合しない場合	第 18 条第 1 項第 1 号
2. 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	第 18 条第 1 項第 2 号
3. 設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条第 1 項第 3 号

4. 設計図書に示された施工条件と実際の施工現場が相違する場合	第 18 条第 1 項第 4 号
5. 予期することのできない特別な状態が生じた場合	第 18 条第 1 項第 5 号
6. 発注者が必要と認め設計変更する場合	第 19 条
7. 請負者の責によらない事由により工事を一時中止する場合	第 20 条

#### (4) 設計変更ができない場合

原則として、次の場合は設計変更はできない。ただし、契約約款第 27 条（臨機の措置）により施工した場合を除く。

- ① 発注者と協議を行わず、請負者が独自の判断で施工した場合。
- ② 変更見込金額が当初請負代金額の 30%を超える工事。ただし、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除く。
- ③ 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する。  
（当初契約した路線とは別の路線を、設計変更で同時に施工する。）
- ④ 当初の工事目的と関係のない工種を追加するなど、契約の同一性を維持できない場合。（当初契約では舗装工事が含まれていなかったのに、設計変更で舗装工事も施工する。）

### 3 発注者・請負者の留意事項

#### (1) 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は請負者に対して書面により指示を行わなければならない。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を請負者に対して指示してはならない。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければならない。

- ① 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う。
- ② 請負者から設計図書についての確認の請求があった場合は、請負者の立会いの上調査を行う（契約約款第 18 条第 2 項）。
- ③ 設計変更後の請負代金額や工期は、請負者と協議の上決定する（契約約款第 21 条、第 22 条）。

#### (2) 請負者の留意事項

請負者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、請負者は次の事項に留意しなければならない。

- ① 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な通知、報告等を書面で確認を求める（契約約款第 1 条第 4 項）。
- ② 設計図書と工事現場に差異がある。必要な条件明示がされていないなど疑問が生じた場合は書面にて、発注者に通知し、確認を求める（契約約款第 18 条第 1 項）。
- ③ 数量、仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、発注者と協議し書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

#### 4 設計図書の照査（各種工事共通仕様書に指定のある場合に限り適用）

##### （1）設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、請負者が施工前及び施工途中において、自らの負担により、設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する設計図書の不備、問題点が無いか確認すること。

##### （2）照査の結果により問題点が見つかった場合

請負者は、当初設計等に対して契約約款第 18 条第 1 項に該当する事実を発見した場合は、速やかに監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない（契約約款第 18 条第 1 項）。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

また、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

##### （3）設計図書の照査の範囲を超えるもの

請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、以下のものなどが想定される。

- ① 現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、仕様書等で工事着手後、請負者の負担により現地測量の実施を指定している場合を除く。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

- ⑤ 構造物の載荷高さの変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 試験杭等により基礎杭が変更となる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑨ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書における計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直しや必要となる工費費の算出。
- ⑬ 新設舗装工事の再設計(現況 CBR に合わせた舗装構成の再設計が必要となるもの)。

※ 設計図書の照査によって、上記に示すような計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合は、発注者の責任において発注者の費用負担の基で行う。

## 5 設計変更を行う場合の具体的事例及び手続き

契約約款では、設計変更を実施する場合について規定している。

工事を施工する中で、巻末契約約款の抜粋にあるように、当初の設計図書どおりに工事ができない場合がある。このような場合、設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。

以下では、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

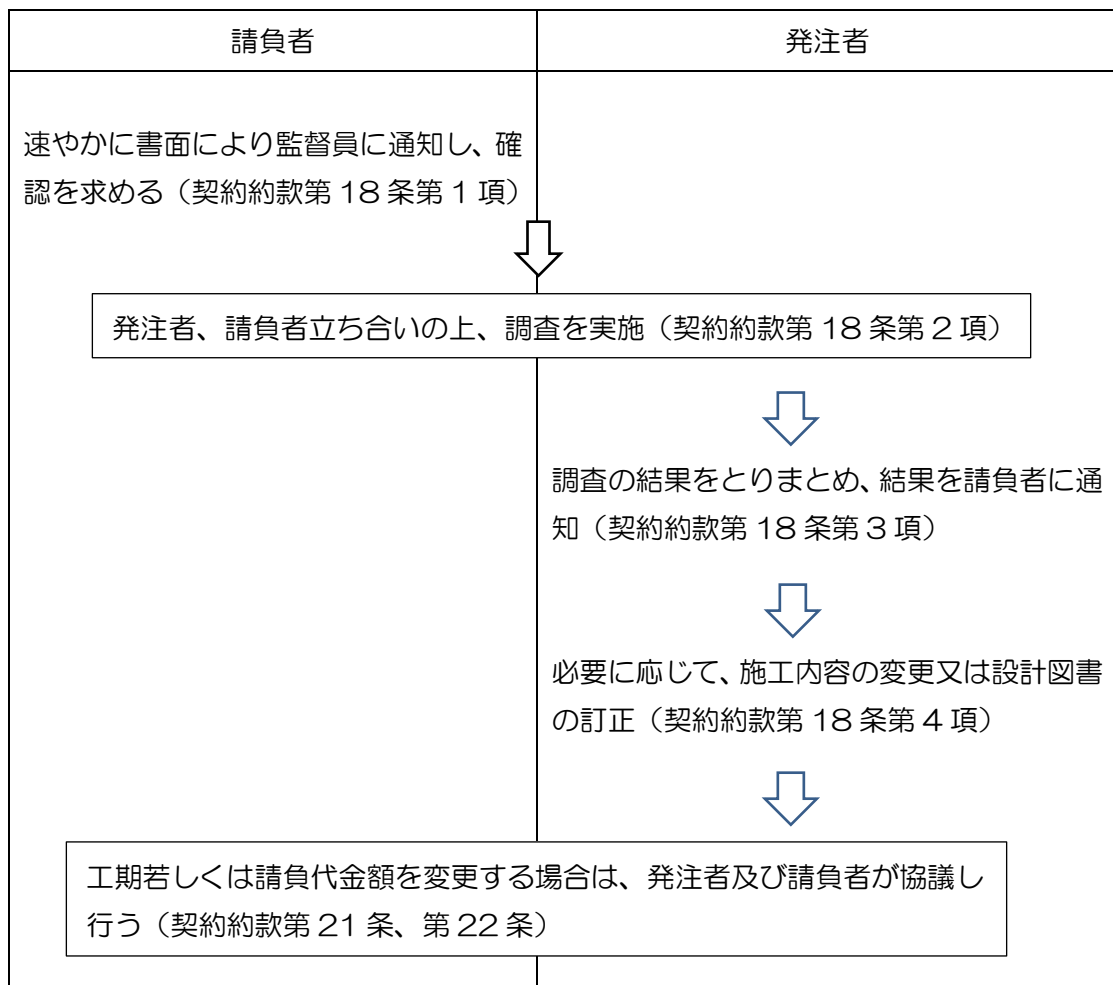
### (1) 設計図書の内容が交互符合しない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 1 号）

受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、書面により監督員に通知し、確認を求める。

[例]

- \* 図面と仕様書等の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- \* 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

図1 設計変更の手続き 【(1)～(5)まで同じ】



## (2) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約約款第 18 条第 1 項第 2 号）

請負者は、設計図書に誤り又は脱漏がある場合、書面により監督員に通知し、確認を求めらる。

[例]

- \* 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- \* 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- \* 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合等

※ 設計変更の手続きは、図 1 と同じ。

## (3) 設計図書の表示が明確でない場合（契約約款第 18 条第 1 項第 3 号）

請負者は、設計図書の表示が明確でない場合、書面により監督員に通知し、確認を求めらる。

[例]

- \* 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- \* 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合等

※ 設計変更の手続きは、図 1 と同じ。

## (4) 設計図書に示された施工条件と実際の施工現場が相違する場合（契約約款第 18 条第 1 項第 4 号）

請負者は、設計図書に示された施工条件と実際の施工現場が相違する場合、書面により監督員に通知し、確認を求めらる。

[例]

- \* 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- \* 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- \* 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない場合
- \* 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合等



※ 設計変更の手続きは、図 1 と同じ。

#### (5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約約款第 18 条第 1 項第 5 号）

発注者が設計図書において施工条件として明示していない事項に関して、工事着手後に予期することのできない特別な状態が生じた場合、請負者は書面により監督員に通知し、確認を求める。

[例]

- \* 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要になった場合
- \* 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった場合
- \* 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合等

※ 設計変更の手続きは、図 1 と同じ。

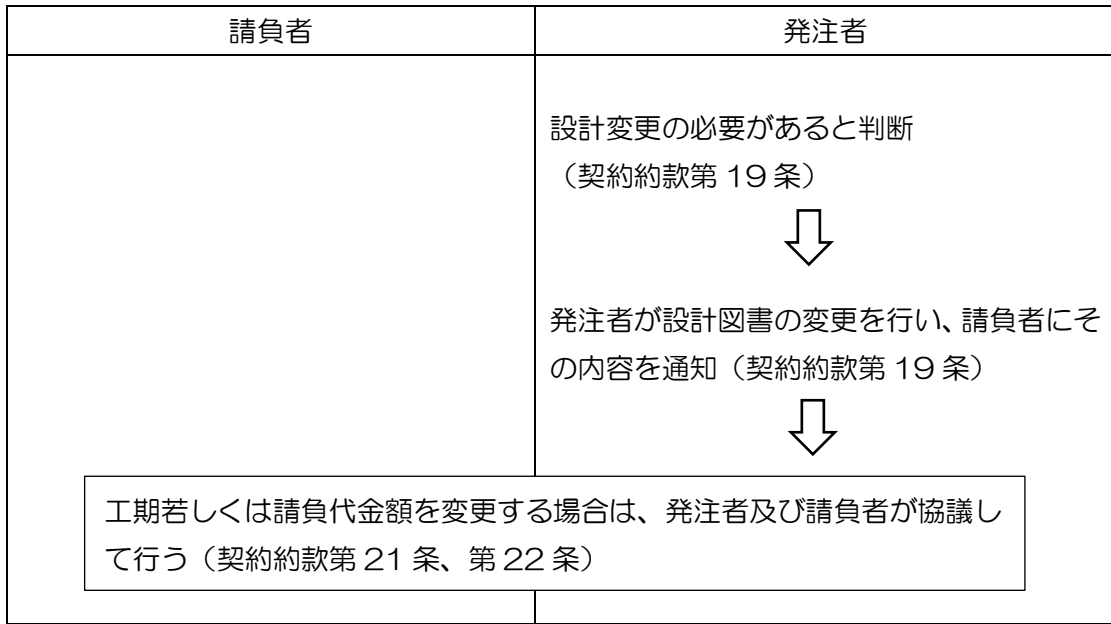
#### (6) 発注者が必要と認め設計変更する場合（契約約款第 19 条）

発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注しているが、工事の施工中において状況変化により、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じた場合、設計変更を行うことができる。

[例]

- \* 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- \* 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- \* 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- \* 施設の維持管理または利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

図2 設計変更の手続き



(7) 請負者の責によらない事由により工事を一時中止する場合 (契約約款第 20 条)

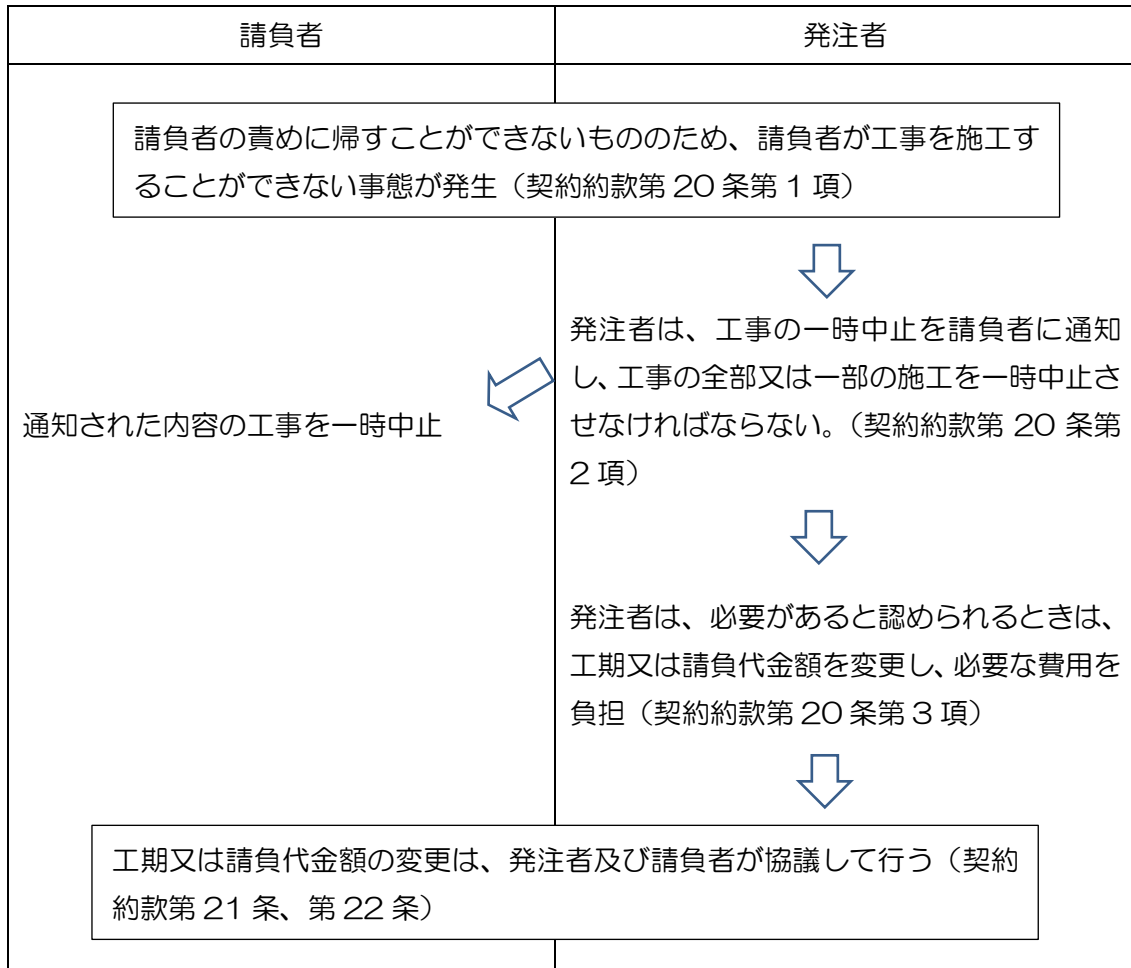
施工用地等の確保ができない又は天災若しくは人為的な事象であって請負者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは施工現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。

※ ここでいう“工事の一時中止”は、工事の打切りは含んでいない。また、請負者の責によらない事由により、工事を施工できないと認められる場合、発注者は工事の全部又は一部の中止を請負者に命じなければならない。

[例]

- \* 工事用地が確保できる前提で発注したが、建物の除却が間に合わなくなった場合。
- \* 豪雨により現場への進入路の法面が崩落し、乗り込みが出来なくなった場合。
- \* 工事着手直前に、地元から一部の計画の見直し要望が提出され、検討に要する期間が必要になった場合等。

図3 設計変更の手続き



※ 上記以外にも「契約約款」では、支給材料及び貸与品（第15条）、設計図書に不適合な場合の措置等（第17条）などにおいて、設計変更する場合があることを規定している。

しかし、上記にあてはまる場合であっても、設計変更の基本的な考え方の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできない。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経していない場合も、設計変更により対応することはできない。

## 6 仮設の設計変更

### （1）自主施工の原則

仮設及び施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、原則として請負者がその責任において定めるものとされている（契約約款第1条第3項）。ただし、「施工方法等」を発注者が予め決定する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し施工方法等を指定することができる。

① 任意仮設

請負者は設計図書等に明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全の確認等、必要な検討を行い施工する。

② 指定仮設

発注者は「施工方法等」を指定する必要がある場合は、設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し指定する。

(2) 仮設の設計変更の留意事項

- ① 任意仮設は、自主施工の原則により、請負者がその責任において定めるものであり、原則として設計変更の対象としない。ただし、設計図書に示された施工条件に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- ② 指定仮設は、設計変更の対象とする。
- ③ 発注者が積算の過程で想定した仮設及び施工方法等を「参考図」として示すことがあるが、参考図で示した内容は「任意」であり、施工において請負者を拘束するものではない。したがって設計変更の対象としない。

〔参考資料〕 工事請負契約約款の抜粋（H29年4月1日改正版）

（総則）

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、契約書記載の工事請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づく設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及び当該契約に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（条件変更等）

第18条 乙は、工事の施行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、速やかに書面によりその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の内容が交互符合しないこと。 (P5)
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。 (P6)
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (P6)
- (4) 施工現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際の施工現場と相違すること。 (P6)
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。 (P7)

2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、調査の結果（これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、その結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、措置の内容を決定するときは、乙の意見を聴かななければならない。

4 甲は、第2項に規定する調査の結果、第1項に規定する事実が確認された場合は、必要に応じて施工内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。この場合において、甲は、第1項第4号又は第5号の規定に該当して施工内容を変更し、かつ、目的物の変更を伴わないときは、乙と協議の上、施工内容の変更又は設計図書の訂正を行うものとする。

5 次条第1項後段の規定は、前項の規定による施工内容の変更又は設計図書の訂正について準用する。

（設計図書の変更）

第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の一時中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が製造の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の製造の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工事請負設計変更ガイドライン

平成29年4月策定

横須賀市財政部契約課